

## 『防長風土注進案』にみる稲作と農耕儀礼

金 谷 匡 人

本稿は、旧稿（『山口県文書館研究紀要』（以下「紀要」）第三九号～四一号）に引き続き、『防長風土注進案』（以下「注進案」）に記載された内容から、江戸時代後期の人々の生活ぶりやものの考え方に分け入ることを目的とする。本稿では「稲作」に焦点をあて、人々と稲作との関わりをなるべく具体的に再現してみたい。項目は、「農はじめ」「農事と暦」「種おろしと」「社日」「田とあぜ塗り・代かき」「田植え」「肥料」「虫送り・虫祈禱」「雨乞・風鎮」「稲の病害と除草」「稲刈りと混納」「その他」とした。

なお、「注進案」の各村の記載は一樣ではなく、地域性や精粗・ばらつきがある。特に稲作に関しては、「当然のこと」として記述されなかったことがらも多いことであろう。それらを考慮の上で、旧稿同様、「注進案」における用例のみから推察できる記述にとどめた。底本も旧稿同様、当館が昭和三十五年度から三十九年度にかけて刊行した『防長風土注進案』巻一～巻二一を用いた。文中「        」内の引用部分に続く（156）等の番号は、「第一五巻に収載の村番号六の村」（この場合は舟木村）を意味する。なお、村番号のみのものは、すべて「注進案」の「風俗」の項の記載である。

村の一覧（番号との対照表）については最後に一括した。

## 農はじめ

正月三が日ないし十一日に模擬的な農耕儀礼をおこなって一年を予祝することは「紀要」第四〇号にみたくところであり、重複を避けるためそちらを参照いただきたい。ここでは、それらに関する用語についてまとめておく。

### 【物初・事初】

「物初（ものはじめ）」という語は特定の行事をさすのではなく、百姓にあつては鋤初・縄ない初等をいい、領主にあつては弓初め・打ち初め等をいい、行政機関にあつては御用始め等、儀礼的な業始め全般をさしているようである。

〔正月元日より三日迄之規式身分二応シ嘉例を調べ、（中略）鋤初薪樵初め縄綯はしめ等仕農家之物初め仕〕（84）

〔同（一月）十一日御物始、百姓中は鋤初縄ない初、田植組中寄合植付之日取仕候〕（812）

〔十一日物始トして御給主下屋敷ニハ弓始打初其外嘉例之規式被行候〕（813）

〔十一日は物始として地下中庄屋元罷出、先年より五穀成就牛馬御祈祷トして〕（715）

一方、「事初（ことはじめ）」という語は、十二月十三日に煤払いをして正月の準備を始めることを特にする場合（「正月事初」と、物初同様、業始め全般をいう場合がある。「注進案」にはその双方が使われている。

〔十二月）十三日正月事初と申、今日より年越之儀式相初候、其余煤払餅搗等追々相宮候〕（711）

〔正月元日より三日迄休息家々身分相応之規式相宮、（中略）鋤初、薪樵初、其外農家之事初等仕候〕（80）

百姓の物初を「百姓始」と記した例もある。

〔一月）十一日八百姓始と申牛を出し真の鋤初仕候〕（173）

### 【鋤初・鋤初・作り初】

正月三が日ないし十一日に行われる物初のうち、「注進案」に豊作予祝の儀礼の記述を伴うのは、①都濃宰判や徳

地宰判において「鋤初」「鋤初」と記されているもの、②舟木宰判・吉田宰判等の各村において「作り初」と記されているものである。農民の物初には、地域によってさまざまな儀礼があったようである。

①は早朝ないし未明に苗代地へ御神酒・餅・諸向（もろむき。ウラジロ）等を供えて行うもので、小畑村ではこの餅を「シキ餅」とよんでいる。

〔二月 十一日（中略）地下中八苗代鋤初とて互ニ未明より神酒祝餅を苗代え備候て休息仕候事 郡庁評三云（中略）地下中八鋤初

トテ苗代地へシキ餅備へ候事、其謂ナキニシモアラス〕（811）

〔正月（前略）鋤初とて恵方ニ向ひ鋤を遣ひ初る（餅齒袋きつそふニ同シ）〕（118） \* 「きつそふ」は「紀要」第四〇号参照

一方、②は早朝に吉方の山から採ってきた椎の木やススキなどを苗代田に立て、秋の稲穂に見立てて儀礼的な植え初めをおこなったもので、「秋に至れハ稲は薄のこつく米は椎の太サにあれ」という唱えごとを伴っていた。ススキのように大きな稲、椎の実のような太い米となるようにとの祈りである。

〔一月 二日にハ（中略）作り初とて早朝苗代地へ椎薄など立て秋に至りて稲は薄の如く米ハ椎の太サにあれと言祝し〕（157）

〔正月 二日は作り初とて暁天吉方之山より椎茅齒袋採歸り苗代田へ建作り神を祭〕（159）

### 【牛馬）遣い初】

馬は正月二日に、牛は十一日に使い始めるのが一般的なようであるが、記述はほぼ舟木宰判・吉田宰判・美祢宰判・前大津宰判の各村に限られる。このことがこの風習の分布そのものを意味するかは今のところ不詳である。

なお、馬の使い初めは共に寺社へ参詣して「乗り初め」を行う記述が多く、牛の遣い初めは田へ引き出して耕作儀礼を行うといった記述が多い。

### 【猿緒・農具の藁細工】

農作業で用いる藁綱などは、年が明けてから三が日の間に「ない初め」を行い、十一日ないし十五日までに調製さ

れた。とりわけ牛の犁に用いる「猿緒」の調製は重要で、同日に皆で寄り合つて作ったという記述も多い。これを「猿緒打ち」といった。

〔二月 十一日（中略）近所催合ニして猿尾打（鋤の先根緒是よりなひ初め牛の具引緒田な緒是を神棚へ奉る）〕（11-18）

〔二月 十一日ニハ猿尾打と号し打寄り年中遣候分相調申候〕（15-9）

【稲扱初（こぎぞめ）・春初（つきぞめ）・挽初（ひきぞめ）】

正月に、収穫・混納までを儀礼的に行う例がある。「扱」はイネから粃を脱する作業（脱穀）、「春」「挽」は粃殻を脱して玄米にする作業（粃摺り）を意味する。粃摺りを杵を使って行うことを「春（つ）く」、白を挽いて行うことを「挽（ひ）く」と表現したものであろう。

〔同（二月） 十一日 帳祝蔵祝稲扱初春初\*粃挽初等之規式執行仕米粉神仏え相供申候〕（16） \*この例にみえる「春初」は、刊本では「春初」となっているが誤。原本では「春」。

【穂例し（ほだめし）・作例し・御ためし・おこない】

作の豊凶は重大な関心事であり、「注進案」にも豊凶を占う記述が散見する。「紀要」第四〇号にも例をあげたが、これらの占いを「穂例し」「作例し」などとよんでいる。

〔氏神通夜 正月十四日八幡宮ニおゐて氏子中惣通夜仕、其年作方豊凶之穂例しとして粥の中へ長サ式寸五歩位の竹管を入焚候、其管へ飯粒余分入候得ハ豊年と取り、飯粒管へ入不申時は凶年として其由拜殿へ書記し置候〕（99）

次例は、旧年のうちに次年の豊凶を占っている。小郡宰判台道村小俣の、いわゆる「笑い講」での一幕。

〔饗膳終りて去年藁苞に納たる精米を箱の蓋に出し、其米を閲して来年の豊凶を占ふ事あり、精米白くして潔けれハ来年の百穀豊熟なり、或ハ黒くあるひハ黄にして潔きよからされハ凶荒なり、是をもて預め其備をなすなり〕（14-16）

なお、神社の祭事（年中行事）のなかに次のような作占いの例がある。

〔節分之夜、於神前打豆之式有之、社人神式相勤、器物に水をたゝへ、煎豆をもって大歳五穀の吉凶を伺ふ〕（91）〔高松八幡宮〕

〔当社境内に三の神水あり、祭の前日願成寺住侶、此三の神水に向ひ、其多少を測りて年の豊凶を占ひ、早田幾合中田幾合晩田幾合といふことを書て本堂の長押に貼す、これを御ためしといふ〕(214)〔高倉荒神社〕

〔高井八幡宮社頭にて、毎歳正月廿五日行ひといふ事あり、(中略)右のごとく三たひの行ひ、初度を早稲とし、二度目を中稲、三度目を晩稲と擬ふ、三度の中おのつから長短あり、長を吉とし短を悪しとす、初度長ければ其年ハ早稲をよしとして専ら是を植る方便を成す、已下右に準して年毎に早中晩のうちにてよきと悪しきの違ひ有事也〕(1219)

\*小郡宰判本郷(217)の秋穂正八幡宮の「年中神事」の項にも、粥による豊凶占いの記録がある。

## 農事と暦

ここで、一連の農作業が依拠してきた「季節とのかかわり」についてふれておく。いわゆる旧暦(太陰太陽暦)においては、暦日と季節とのズレが生じるため、農事を暦日に依拠して行うことはできない。農事はもっぱら、太陰太陽暦のうちの太陽暦の要素である「二十四節気」ないしそれに付随する「雑節」によって行われ、そうすることによって季節の運行と合致させた(ただし、農耕儀礼的なことからは、本稿の「農はじめ」の項にみたように、おおむね暦月日によって行われている)。

「二十四節気」は太陽の運行にもとづく一年(約三百六十五日)を二十四に等分し、その分割点を含む日(ないしその日から次の節気の前日までの十五日間)に時節を表す名称を付したものである。これらの分割点の名称には二種あり、「立春」「啓蟄」といった周知の名称と、月に十二の「節」と十二の「中」を交互に配したいい方があり、前者の名称と対応している。

参考のため、二十四節気・雑節の一覧と、二〇一四年の暦日(新暦・旧暦)との対照表を掲げる。当然のことながら、現行の太陽暦においては、毎年、ほぼ同じ暦日が同じ節気と対応する。

「節」			曆月日 (2014-15年)			
節月	二十四節気		雑節・*土用	(現行曆)	(旧曆)	旧曆月
一月	一月節	立春		2月4日	1月5日	一月
	一月中	雨水		2月19日	1月20日	
二月	二月節	啓蟄		3月6日	2月6日	二月
			*社日 (春)	3月18日	2月18日	
	二月中	春分	*彼岸中日	3月21日	2月21日	
三月	三月節	清明		4月5日	3月6日	三月
			土用入 (春)	4月17日	3月18日	
	三月中	穀雨		4月20日	3月21日	
			八十八夜	5月2日	4月4日	
四月	四月節	立夏		5月5日	4月7日	四月
	四月中	小満		5月21日	4月23日	
五月	五月節	芒種		6月6日	5月9日	五月
			入梅	6月11日	5月14日	
	五月中	夏至		6月21日	5月24日	
			半夏生	7月2日	6月6日	
六月	六月節	小暑		7月7日	6月11日	六月
			土用入 (夏)	7月20日	6月24日	
	六月中	大暑		7月23日	6月27日	
七月	七月節	立秋		8月7日	7月12日	七月
	七月中	処暑		8月23日	7月28日	
			二百十日	9月1日	8月8日	
八月	八月節	白露		9月8日	8月15日	八月
	八月中	秋分	*彼岸中日	9月23日	8月30日	
			*社日 (秋)	9月24日	9月1日	
九月	九月節	寒露		10月8日	9月15日	九月
			土用入 (秋)	10月20日	9月27日	
	九月中	霜降		10月23日	9月30日	
十月	十月節	立冬		11月7日	閏9月15日	閏九月
	十月中	小雪		11月22日	10月1日	十月
十一月	十一月節	大雪		12月7日	10月16日	十一月
	十一月中	冬至		12月22日	11月1日	
十二月	十二月節	小寒		1月6日	11月16日	十二月
			土用入 (冬)	1月16日	11月26日	
	十二月中	大寒		1月20日	12月1日	
			節分	2月3日	12月15日	

\* 「土用」は立春・立夏・立秋・立冬の直前十八日間をいう。

\* 「社日」は春分・秋分にいちばん近い戌の日をいう。

\* 「彼岸」は春分・秋分の前後七日間をいう。

ここで注意すべきは、「二十四節気」列の「〇月節」「〇月中」の「月」は、あくまでも太陽年を十二分割した分割点の名称であって、旧暦における「暦月」（新月から晦日まで。表の最右列）の「月」とは必ずしも対応しないという点である。たとえば、二〇一四年においては、二十四節気の「十一月節（すなわち「大雪」）」は、旧暦の十月十六日に該当した。この、二十四節気における「月」を「節月」という（表の最左列）。

したがって、「注進案」において、農事の記述中でたとえば「五月中」とある場合、それは二十四節気における「五月中」（すなわち「夏至」）の当日、ないし「夏至」の日から次の節気である「小暑」の前日までの十五日間であって、暦月における「五月のなかば」でも「五月のうち」でもないのである。

〔田植之儀は五月中前後催相々々相集り植付〕(7-1)

〔田植之儀は五月節入比より多人数集り植付候分も有之〕(7-18(2))

この二例の「五月」はいずれも「節月」であって、一例目は「五月中」すなわち夏至の日そのものをさしており、二例目の「五月節」は、「節入ころ」の記述から、「芒種」の日から「夏至」の前日までの十五日間をいっていると理解できる。

「注進案」の記載中には、行事等における「暦月」と、農事における「節月」が混在しているのである。

## 種おろしと「社日」

以下、稲作の作業を順を追って概観するが、ここでは、「注進案」の「風俗」の項のほか、「気候寒暖植付物時節之

事」および「肥下草多少之事」の項等を参照する。村番号のあとに「植」「肥」とあるのは、それぞれ「氣候寒暖植付物時節之事」「肥下草多少之事」の項の意である。

### 【種おろし】

種粃を選別し、水に浸して発芽を促し、芽の出たところで苗代に蒔き付ける一連の作業をいう。稲作最初の、デリケートな作業であった。

### 《種粃・種子》

種粃について、「女穂」を選んで種粃を取るという記述が一例ある。「女穂」は稲などの穂のうち、第一枝梗（穂の軸から最初に枝分かれした先）が一本だけ出ている通常の穂を男穂というのに対して、二本対をなして出ているものをいい、豊作種として尊重されたという。

〔御代官所考曰、苗代は当年耕作の初発にして、秋成の登衍<sup>\*</sup>を待なれば、前年の秋稲の女穂を取て（中略）当年の二月土用の初午を以て稲種を播すへし、そもそも稲種を取扱ふに秘伝あり〕（21-19 植）<sup>\*</sup>「登衍」は「豊作」の意。

に続いて、徳地宰判の代官所は次のように「秘伝」を述べている。（意識した）

<sup>\*</sup>まず田のよく熟した美良な所を選び、刈るにも握るにも手応えのある、鎌音のよい稲を選ぶ。種粃は大切に納めおき、水に浸すとき、水からあげて苗代に持つて行くとき、特に念を入れて取り扱う。冬至の節に雪水・氷水をとりにおいて春に種をかす（水に浸す時、一石の水に数盃入れれば、その根や葉に虫が付かないという。（21-19 植）

なお、「女穂」から取った種粃を「女種」といったようで、同代官所は「草木撰種録」という書を引いて、

〔稲は女種を撰びて植れば一反の田に二斗より二斗四五升三斗も余米あり〕（21-19 「物産」）と述べている。

### 《種おろし祈禱》



種おろしに先だつて、稲の順調な生育を祈る祈祷が行われたところもある。

〔正月之内二種卸しの神楽として社人を招き鎮守ニおゐて神楽を奏し銘々種粃の初穂を備候事〕(1527)

〔三月中比風鎮五穀成就并病難火災消除種おろし御祈祷トして産土神社ニて二夜三日執行仕候〕(207)

### 《沙簸(さは・さば)》

多くの村で、まず種粃を「沙簸」するという表現が使われている。箕等でよい種粃を選別(風選)する作業をいうのであろう。

〔一月〕十一日作初めとて牛を出し候、同日種子沙簸し種池に漬候〕(1914)

### 《種粃を水に浸す》

選別された種粃は、俵等に入れて「種池」とよばれる池や堤、川ないし酒桶の水などに浸け、発芽を促す。時々取り出して陽気を受けさせるという記述もみえる。塩水による比重を利用した選種法は「注進案」の時代にはまだ普及していなかったらしく、それをうかがわせる記述はない。

水に浸ける期間は大いにまちまちで、大島宰判では里田の場合四、五日で水からあげ、芽が出るのを待つて播くという(二植)が、二五〜三〇日も水に浸すところもあった(203植)。

〔二月彼岸過より糶種を出し、古俵杯え入流れ川、又は堤、又は内庭え酒桶等を居へ夫に浸置、折々取上ケ乾し陽気を受〕(718(1)植)

### 《苗代》

「注進案」でみるかぎり、田に糶を直播きしていることをうかがわせる記述はない。一毛作田、二毛作田によらず、苗代に蒔き付け、一定まで成長させてから田に植え付けたようである。

苗代田をこしらえることを「苗代を踏む」という。植え付ける田の拵えよりも入念にしたようである。

〔苗代は三月節入より踏みはしめ三月中比に踏み仕廻ひ、〕(31)

苗代田においては豊作の予祝儀礼が行われ（【鋤初・欽初・作り初】の項参照）、また田の神（農神）が三月三日に苗代に出て、十月のいのこの日まで田にとどまるといふ観念も存在した（『紀要』第四一号参照）。苗代は豊作への祈りが凝縮された場であった。

〔二月社日にも首僧を当家へ申請田作豊饒の祈禱仕、牛王を調、是を家別へ配り苗代田へ立置申候〕（1518）

苗代に肥料として入れる草（「苗代草」）は、入会地でわれがちに採り、たくさん苗代に入れた上で、苗床に対して糶を薄く蒔くのがよいという。苗代への施肥は重視されており、苗代草が不足する所では、どんな困窮者も干鰯を買って苗代に入れたという記述がある。

〔苗代時分にも相成候得は苗代草銘々田畑入相にて取勝二仕、尤屋敷廻りハ笹にても立置、自分入用之節取申候、（中略）苗代拵鋤かき草沢山ニ取入、苗床広ク糶薄く蒔置候得は苗おひ立宜しく、〕（715）

〔苗代仕拵之節元来余寒捨兼草之芽出し遅く候故苗代草無御座、右二付苗代仕拵之節はいか様困窮者二ても干鰯買得仕苗代肥しニ相用申候〕（718）（肥）

また、苗代作りは数度に分けて行われた記述がいくつかある。植え付ける品種によるものである。

〔二月社日糶種沙簸シ三月土用之中比一番苗代、夫より二番三番日数三拾日後れ二時入置〕（511）（植）

〔晩稲の分ハ二番時として七日位もあとより蒔付〕（189）（植）

### 【社日（しゃにち）】

社日については「紀要」第四一号にも豊作を祈り、また感謝する日としてふれたが、「注進案」の「気候植物時節之事」の項においても、種糶を沙簸する日、また種糶を水に浸すめあての日として、多くの村に記述がある。しかし、この「社日」は、春の社日の場合は「春分に最も近い戊（つちのえ）の日」であるから、春分（二月中）の前のごともあるし後のごともある。他の農事が太陽暦要素でほぼ固定された基準日を持つているのに対して、「社日」

は年によつて動く日である。

このことは、逆にいえば、その農事を「社日に行く」ということそのものが意味を持っていると考えるべきであろう。すなわち、農事のスタートの日として「つちのえ」の日が選ばれるのは、土地（農地）に対する儀礼的な意味合いなのである。次の記述が参考になる。

〔土ハ能万物ヲ養五穀ヲ生ス、故ニ唐土ニモ春秋二度ノ社日トテ土ノ神ヲ祭ルコト有、春ハ農事ノヨカラムコトヲ祈、秋ハ其恩徳ヲ報フル意ナランカ〕（811）

〔植付物之事ハ春社日此日作人悦日と伝来り有之、是又人々ニもより、右社日ニて穂木別え何と申種植付相定覚書仕置〕（62）植

もつとも、農事のスタートを「社日」に求めない村も数多い。その場合、啓蟄（二月節）、春分（二月中）、清明（三月節）、穀雨（三月中）、また彼岸（二月中＝春分を含む前後七日）等が基準となる。いずれも時期的には大差ないのだが、その基準を「動く日」に求めるか「動かない日」に求めるかは、農事における呪術性・合理性の問題ととらえることができよう。

「田」とあぜ塗り、代かき

### 【田のいろいろ】

「注進案」の記述においては、すぐには意味の取りにくい「田」の記述がある。たとえば、

〔田地ハ水田多く困究野鄙の所柄なり、併畠広して蕎麦大豆等多く作りて便りとす、春ハ茅を刈て浮儲とす〕（111）

といった記述である。この「水田」は「すいでん」ではなく「みずた」であつて、裏作に麦の作れない湿田、すなわち一毛作田を意味する。以下、「注進案」にみえる「田」の種類について検討する。

### 《水田・春田》

『防長風土注進案』にみる稲作と農耕儀礼（金谷）

これらはいずれも、裏作に麦を作らない一毛作田（多くは湿田）を意味する。「春田」は春に田である（麦が植えてない状態）という意味であろうか。または水が常に「張る」状態の田をいうのであろうか。

〔元来水田多肥行届兼申候事〕（89）

〔田方植付は凡五月中を目途として其前後を争ひ、尚春田麦時にて無之分は節入前後ニも植付候〕（91）

《麦田（麦時・麦蒔田）・堅田》

これらは麦との二毛作田。麦は乾田（堅田）でないと生育しない。二毛作田の田植えは麦の刈り取りが終わってからになるので、一毛作田よりは遅くなる。

〔此四ヶ村之儀ハ農業専出精仕候得共畠無数、其上薄地田地ハねは土ニて麦田無数、少々蒔付候分も出来立不仕〕（1515）

〔五月植付之儀大作仕候者は水田麦時両三度ニも相調置〕（715）

〔水田ハ芒種の頃より植初メ堅田ハ夏至を盛とす〕（111）植

《山田（浴田）・里田（郷田）》

前者は山あい、ないし谷あいの田であつて、後者は村の周りの田をいう。山田が里田と比べて日照時間が短いとはいえず、むしろ逆のことも多いことから、播種から田植えの時期も双方の早い遅いはいへないが、用水は一般に前者の方が低温である。

〔山田は苗代え撤付候日より四十六七日目夏至前後植付申候、里田は五十日より五十三四日目、夏至五日前ヲ目当植付申候〕（7185）

《早田（早稲）・中田・晩田》

これらは植え付ける品種によつて田を呼び分けた言い方で、文字どおり早稲・中稲・晩稲を植え付ける田をいう。

〔二月朔日を初り朔日と号し家子休足仕候、尤苗代植付之頃合早中晩田作り田植の日取肥之吟味旁咄合仕候事〕（59）

《こな田》

「こな田」は辞書的にはよく開墾した田そのものをいうようである（小学館『日本国語大辞典』）。次の例の「山のこな田」は、二毛作に耐えない山田を意味するのであろう。

〔五月節え入郷田植始、山のこな田ハ（麦時さる田をいふ）節より十日位前植始〕（二一八）

### 《深田》

底の深い強湿田をいう。有名な「宇生賀の深田」（奥阿武宰判宇生賀村）の、苦勞の多い米作りの記述をみる。

〔郷中は深田の事ゆゑ米の出来立も不宜候処、三拾年ほど以来思ひ付て冬中より家内に溜りたる塵芥を家廻りに溜置、土をほこやし、二月中比より田植前迄は其土を鳥の巢籠といふ物へ入て背負ひ深田へ埋むる事大抵女の為業にて御座候、又田を植る時は長さ式間宛の竹竿を浮し、其上を歩行て植付仕、春耕候時も牛ハ得人さる田多く、いつも鋤打に仕候所泥深さ腰までもとゞき候所を漕抜々打かへし下拵仕秋刈田の時は穢を履て稲を刈候程の事に御座候、誠に同し農家のいとなみと申候ても其勞他村に十倍候〕（二一・一二）

### 〔代（しろ）・代牛（代呂牛）〕

「苗代」や「代かき」の「代」は田そのものことをさしており、田植えの終わりを「しろみて」（後述）とよぶのも同様であらう（「みてる」は満了する意）。「代牛（代呂牛）」は代かきや田植えに使う牛の意である。

〔田植之儀は講中申合日取仕、早乙女代呂牛等手間替にして村中植付、（中略）翌日代呂満亦は土落とも唱（中略）休足仕候事〕（一〇九）  
一方で、「代」を面積の単位として使っている注目すべき例がある。この意味での「代」は歴史的には古代令制以前から用いられ、当時は一段すなわち三百六十歩の五〇分の一（七歩二分）をいったが、徳地宰判堀村では代牛を使う面積単位として使われ、七十二歩を「一代」としている。いずれにせよ一段が三百六十歩だった中世以前の遺制であらう。

〔牛の手間を（代といふ、七拾式歩を一代といふ）早乙女の手間を（ゆひといふ）〕（二一八）  
〔残る田八十代にたらずあすよりハゆひもやとハて早苗とりてん〕（二一八）

【あぜ（畦畔）、土井疇、ほとり、ぐろ（畦・畔）】

山あいの棚田は枚数が多く、したがって畦畔も長いので、あぜ塗りの作業はたいへんであった。二例目の「土井疇」は田の畦畔を意味するようである。

〔当村之儀は（中略）畦数山田浴田多く、所詮手間懸之儀ニテ夫故年中耕作のみニ付添外浮抹無之〕（7-18(5)）

〔佐々並村之儀は都て山中之田畠小町高低有之、土井疇等多く人力掛り候故余分之田作相捌不申〕（20-12）

ただし「注進案」にはあぜ塗りの作業の記述は一例にすぎない。畦畔のことを「ほとり」といつている。

〔水田ほとり彼岸過に相調置〕（7-15）

なお、「風俗」の項には用例がみえないが、「注進案」において「畦」「畔」という語（字）であらわされるのは、「あぜ」（畦畔）ではなく「ぐろ」とよばれる田の中や周囲の石積みが多い。「ぐろ」は多くの場合、誰々の墓とか塚とかいう禁忌地である。

〔前略〕隣村蝮塚といふ所に女夫森迎田の中に畔あり、何の訳といふ事をしらす（二二）〔蓮理の森〕

〔昔琳聖太子御飯宮有之節、牛馬之固屋焼失牛馬共焼ながら走出、（中略）牛八西ノ方土手際ニ而倒死候故其所を牛ノ墓と申伝候、當時松吉本有之、別当も死す、墓八田中ニ畦有之由候事〕（9-25）〔馬頭観音堂〕

【水口（みなくち）】

水口は田の取水口で、地神祭等で切ってもらった御幣を立てるなどして稲作の無事を祈った。水口は冷水が当たることから、稲が痛みやすかった。また、出穂を感謝し豊熟の祈りを捧げるのも、この水口でおこなった記述がある。

〔地神祭と申候て組合近辺催相に講を結び地神経の言僧又ハ社官など呼寄、水口祭の幣など調神勤加持等任せ申候〕（2-13）

〔山浴々ニて別て陰地薄地出水所ニて清水口水痛ミ強、中已上之者ハ萩より買肥し等ニ作方仕候〕（20-4）

〔早稲の穂の出る時吉日を見て水口に青竹式本立、横を渡し稲穂を刈農神に奉る〕（11-18）

## 田植え

田植えは農作業における単なる工程の一つではない。そこには豊作への祈りや知識・知恵・技術が注ぎ込まれるとともに、共同作業を通じて、相互扶助や契約といった社会的な絆が深まる場でもあった。農民たちは田植えの期間中、大きな昂ぶりのなかにあったといい、それはとりわけ「農神の嫁」としての早乙女たちにおいて顕著だったという。

### 【田植えの日取り】

田植えをいつするかは、その田の持ち主が単独で決めることはできない。多くの場合、田植えは「田植組」の共同作業ないし労働交換によって行われるからである。田植えの日を決めることを「日取り」といい、正月三が日のうち(7-18(3))、正月三が日以降(8-13)、一月七日の節句以降(7-5)、一月十一日の物はじめの日(8-12)、正月の地神祭等において(7-8)、二月朔日(5-9)などに田植組や講中が寄り合って決めた。もともと、「ひとり植え」(自家のみで植えること)の田では、めいめいで日取った。

田植えの日取りは、逆算して種籾を浸ける日、苗代に蒔く日等の基準となることもあったし、また逆に苗代に蒔いた日から起算して田植えの日取りをすることもあった。その場合、田植えを日取るのはおおむね三月以降になる。

差異はあるが、多くの村で、田植えを開始する基準日は「五月中」すなわち夏至の日であった。

〔一月〕三日過候得八日取と号し田植組中集り植付之日限申談相定候(8-13)

〔二月朔日〕を初り朔日と号し家子休足仕候、尤苗代植付之頃合早中晩田作り田植の日取肥之吟味旁咄合仕候事(5-9)

〔田植付之儀は北木間(中略) 其外山入之村方ハ五六軒或ハ三四軒宛田植組と名付、其地下々々申合せ植付日而定、(中略) 玉江上下田中中河内殿河内辺之儀は銘々勝手次第第二日取仕(308)

〔早稲之類は籾時付候日限より四十日、中田は五十日、晩田ハ六十日位の考を以田植付之日取仕候(7-15)

### 【さびらぎ・植え始め】

田の植え始めを意味する「さびらき」の「さ」は早乙女・早苗・五月・さのぼり（後述）等とも共通する、穀霊ないし田植えを意味する語である。「さびらき」は「さ」の発現ないし始まりを意味するのであろう。さびらきにあたって、水口等で儀礼を行う例がある。一般に山あいの一毛作田から植え始めるようである。

〔百姓善右衛門〕右之者毎年田植のさひらきとて五畝また八七畝程宛人より勝れ早く植付をなし候故、人々早作善右衛門と呼ひ来り候（56）

〔徳佐村などには田植るに其植初る田の水口にさひらき柴といふものに茅をそへて建、そのさひらき柴の葉に飯と魚を聊かもりて水口祭りすなるを嘉年村なる人に聞ば、烏扇の葉をも添て祭るこそ〕（2119）

〔五月節え入郷田植始、（中略）初て田を植る時おさんば\*と申神棚へ御饌を舛に盛奉る（正月の鯛ふきめふかを備へ、吉升になり給ふかめてたやふき繁昌と祝す）（2118）\*「おさんば」は「さば（生飯。神霊や鳥獸に施す飯粒。さんば）」で、その臨時の棚であらう。

またこの日、正月の木の樵初めて採り置いた薪で飯を炊くという記述が前大津宰判に二例みえる。

〔元日早朝何の木にても実のなり候木を樵り帰り貯置候て、是を五月初て田を植候日、飯を炊候薪に用ひ候〕（1914）

〔一月〕二日朝木樵初とて薪をいさゝか宛樵採申候、（中略）五月にはじめて田を植候日に此木にて飯を炊き候〕（1915）

### 【わさ植え（庄屋殿のわさ植え）】

「わさ植え」も田を植え始めることをいうが、庄屋の田の「わさ植え」に対して、村人が軒別一人役の手間を合力するという慣行があったことについて、徳地宰判堀村の代官所が紹介・考察しているので次にあげる。

〔唱歌に庄屋殿のわさ植と申 考云、上代庄屋の給田といふ事あり、是を初に植るをわさ植といふ故此歌残れるものによ、今も村によつて庄屋え吉人宛手間を合力すること奥村二残り、当村も寛政の末よりいつとなく此例廃れりといふ、歌に

残る田八十代にたらずあすより八ゆひもやと八て早苗とりてん\*〕（2118）。

\*「残る田は十代に足らず 明日よりは ゆいも雇わで 早苗取りてん」（代）「ゆい」は本稿【代】「田植え」参照）

\*萩藩において、庄屋に給田が与えられたという事実はいまのところ確認していない。右の記述は、中世における、たとえば「公文給」などについての慣習が近世においても庄屋の田について残存し、堀村では寛政年間までで廃れたと考えることもできよう。



【さおとめ（早乙女・早小女・早処女・五月乙女）】

田に苗を植え付けるのは女性の役割であり\*、その女性が「さおとめ」である。都濃宰判の代官所は、「本朝食鑑」等を引いて、田を植えるのが女性であることについての考察をおこなっている（87）。

\*ただし、神田（御供田）のなかには、男だけで植える田があったことが知られている。たとえば『玖珂郡志』柱島の天神の御供田は、「牛モ入レズ、コヤシモ不入、男計ニ植サスル也」とある。

《早乙女のいでたち》

早乙女のいでたちについて詳細な記述が前大津宰判深河村にある。女性が鉄漿（かね）をつけるのは妊娠可能であることを示す意味を持ち、稲の「穂孕み」への祈りに通じる意味合いを持たせたものであろう。

〔五月乙女は悉く袷着用、可成程は衣類も清浄に致し腰帯など新しきを調へ候者も有之、襷は必ず新に調へ申候、むかしは一統に化粧をいたし候へとも只今は稀に見申候、尤鉄漿はいつれもつけ候、別て不行儀を禁め縄帯など大に忌申候〕（198）

《田植え歌・胴取・青苗祝》

田植えには歌がつきものであった。「胴取」とよばれる男性が太鼓をたたきながら田のほとりで歌い、調子をとり、早乙女たちはそれについて歌ったり掛け合いで歌ったりした。歌には厳重な決まりがあり、田植えの時以外はかりそめにも歌わず、また朝昼晩の植えはじめ、休み前、植え終わりに歌う歌はその順序を厳密に守ったようである\*。

〔大作之分は早乙女多人数之儀ニ付胴取と号し男吾人太鼓をたゞき歌を謡ふ、早乙女是を付ケ謡ふて胴取之指揮に応し太鼓之拍子ニ随ひ植る〕（19）

〔田植歌は親歌と申し十二段有之、此歌は田植の外は一切唄ひ不申候〕（198）

〔早乙女の田植歌、往古より諷ひ来り候へとも何と云事とも地下には存不申、朝昼晩によりて、植初め、休み前、植上ケの規定有之、其順少しも狂せ申さず候、此歌ハ田植の時計にて平常は仮初にも諷不申候〕（19）〔俵山村地下申談之写〕

\*山口県社会教育・文化財課のウェブサイト上の民謡データベース（<http://bunkazai.yam21.jp/folksong/>）において本県の数多くの田

植歌をみることができているが、岩国市六呂師高畑や美川町四馬神藤ヶ谷、田万川町上小川東分のものにはそれぞれの歌をどのタイミングで歌うかの注記があり、右の一端をうかがうことができる。なお、このデータベースの基になったのは『民謡緊急調査報告書 山口県の民謡』（山口県教育委員会、1982）である。

田植え歌の内容は田の持ち主を歌うものや錦帯橋・宮島などの名所を歌うものなどさまざまであり、前大津宰判儀山村には二種類の田植え歌の歌詞をのせている（19-11）が、なかには男女の関係や性的なことなどがらを白地（あからさま）に歌うものもあったようで、「注進案」にも次のような記述が散見する。このことについて、奥阿武宰判徳地村の代官所は「古語拾遺」や「続貫行」（「続農家貫行」）、「老農」（「老農夜話」であろう）等を引いて考察を加えてる（21-19）。

〔田植ハ（中略）催合植仕、大歌と申おかしき歌を唄ひ入梅より半夏生を中にして植付申候〕（142）

〔田植ハ大勢集りおかしきうたを唄ひ夏至より半夏生を中にして植申候〕（1410）

〔五月田植には村々にても催合にして睦敷彼のざれ歌杯親子兄弟の間をも不憚唱ひつゝ植付〕（21-19）

〔老圃考（御代官所考）曰、五月田植る時はいづこもいづこも押並て親子兄弟相並びつゝも、男女の中らひの事白地に唱ひ出、其を肚恥かしとも思はずものするを、いかなる事にかと年頃知まほしく思ひをりしじ、〕（21-19）

もつとも、田植え歌には即興のものも多かったようである（178）。

また、田植え時に「青苗祝」と称して戯れることがあったらしく、当局の嚴重の沙汰によって禁止されている例がある。男女の戯れだったのであろうか。「青苗」は植えはじめの日の早朝、稲の束に松竹梅などをあわせて立てた特別な苗、あるいは初めて植える苗を神棚や仏壇に供えたものをいうようである（『長門市史 民俗編』）。

〔青苗祝と申戯れ仕候へ共近年嚴重の御沙汰有之相止申候〕（198）

### 【田植え】

《ゆい（結・いゝ）植・もやい植・田植組》

これらの労働交換・共同作業による田植えについては、「紀要」第三九号を参照。

《独(ひとり) 植・銘々植》・《賃植》

前者は自家のみで植えることをいい、後者は人を雇って植えることをいう。一日の雇い賃は一律に取り決めていたようで、舟木宰判・吉田宰判の諸村では日別八十文であった。

〔田植は、(中略)賃植とて人を雇ひ賃銭出して植るあり、または独植なとて其一家内にて植付候〕(165)

〔前略〕さてまた一日雇ひは賃銭日別八拾文にて御座候事〕(162)

《一日植・半日植》・《朝植・夕植・夕間植》

田植組でそれぞれの順番と日を決めて一気に植えるのを「壹日植」「半日植」といい、また銘々に日を決め、一日を三つに分けて段取りをするところもあった。

〔田植付之儀は(中略)山入之村方ハ五六軒或ハ三四軒宛田植組と名付、其地下々々申合せ植付日を定、順番ニして組相之者相集告日植ニ仕候、玉江(中略)辺之儀は銘々勝手次第第二日取仕、朝植〔早朝ヨリ〕夕植〔四ツ半過ヨリ〕夕間植〔八ツ半時比ヨリ〕と号一日を三ツ割ニして植付仕候〕(203)

なお、田植えは競うように行われ、植え終わりの休息日が遅いのを恥とする風があったことがうかがえる例がある。植え終わりは「半夏」(半夏生)を目途としていた村が多く、「五月中」すなわち夏至より前に植えると一枝多く、それ以後に植えるると一枝少ないという伝えもみえる。

〔五月田植〕於組々植付我勝ニ相励ミ、此泥落し一日にて早きを手柄とし遅キハ恥之申候〕(38)

〔半夏を限植仕廻(五月中より内に植たるハ一枝多く、中已後に植たるハ一枝少なしといふ伝ふ)〕(1118)

〔五月女(さつきめ)・秋女(あきおんな)〕

「さおとめ」と紛らわしいが、「五月女」は田植え時を中心に、おおむね五十日間を一期として住み込みで働く雇

い女のごとで、秋の稲刈り・混納（後述）時に百日間を限りに雇う女を「秋女」という。舟木宰判・吉田宰判の諸村に記述があるが、これらの女がどの方面から来ていたかについては、「注進案」からはうかがうことができない。

〔五月女といへるは田植の比五十日、秋女といへるは秋の比百日を期として雇ふもの御座候〕（169）

【作上り（さのぼり）・作り上り・植上り・うえみて・植仕廻（植仕舞）】

これらはみな、田植えの完了を意味する。「みて」「仕廻（仕舞）」はいずれも「終了」を意味する語である。田植えが終わると、氏神に参詣し、庄屋へその届けをして休息した。

〔春分七日、作上り七日、秋上り七日程宛、同（奉公）持の者敷入と号し親里へ滞留仕候〕（187）

〔植付相済候得は役座え届ケ出、其後氏神え参詣神楽を奏し泥落と唱へ一日休息仕候事〕（146）

〔六月朔日には植付成就届の心得にて銘々役座へ相勤〕（213）

【通夜】

村中の田植えが終わると、氏神に参詣し、皆で通夜（参籠）をおこなった上で、翌日を休息日とする村もあった。

〔村中相済候得ハ氏神え参詣、物中通夜仕り、神酒を備へ翌日代満又ハ土落しとも唱、家内打寄懇意間を招キ有合者にて酒を呑み休息候事〕（1611）

【しろみて（代満・代充・代口満・代呂満・しろ満）】

この語も植え終わりを意味する語であるが、むしろ田植えが終了した後の自他へのねぎらい、また休息に焦点をあてたいいかたのようである。小麦団子をこしらえ、酒肴を買い、苦勞をかけた者へふるまいをする者もあった。奉公人たちがきびしい労働から解放され、暇をもらって実家に帰ることも同様の意で「しろみて」とよぶ例もある。

なお、一村中が植え終わることを「しろみて」と号す村もあった（1527）。

〔植満之上ハシロミテと号し軒別小麦団子を調べ、植付中苦勞を懸候者へ振廻をも仕候者も御座候〕（77）

〔抱の田悉く植終るを待、代満と号して雑喉など買、家内酒を呑みこゝろゆるく休む事、一統之旧例にて御座候〕（163）

〔当月植付済候へは地下中一統惣休ミに仕、しろみてと申下女下男四五日暇を遣し〕(19.17)

### 【泥落とし・膝いやし・田休み・惣休み・惣どろ落し】

「しろみて」と同じく田植え終了後の慰労・休息をいう語である。「しろみて」との地域偏差は「注進案」からはうかがえず、同じ村に双方のいい方がある例も多い。

〔村中不残植調候上ハ産神参詣 代呂満泥落杯と号シ村々一日宛休息仕候〕(177)

〔村中植終るを代口満テと申、社人を招き於鎮守神樂を奏し老若男女膝癒しとて酒など買、一日宛村中一同二休息仕候、其後膝癒し参りとて麦言式升宛持候て銘々旦那寺え参り来候事〕(15.27)

「しろみて」や「泥落とし」は、一村中の田植えが終了してから日を決めて一斉に行う場合が多かったことは、多くの例からうかがえるが、そのことを「惣休み」「惣どろ落し」とよび、逆に「しろみて」「泥落とし」の語を、下女の下女の里帰り休養に用いている村もある。

〔植付仕廻候へは末頃に惣休とて村中一日休息仕候〕(19.11)

〔六月朔日惣どろおとしと申、組別休息仕候〕(20.4)

〔植付済ミ村々申合せ一日惣休ミ下女下男は泥落としとて宿下り五六日休息仕候〕(19.16)

### 【田植え時期のタブー】

次にみるように、五月の節句から田植え時にいくつかの禁忌を伴う例がある。いずれも禁を破ると天候が不順になるといういい方で、共同体による罰則を伴っている。天候の順調を祈る、一種の集団肅戒なのであろう。

〔五節句にハ牛を仕わす、婦人に鋤真鍮牛馬の道具を運せず、五月節入より植仕廻迄ハ機を織らず屋禰を葺かず、犯す者有時ハ其過料トして氏神え王子の舞を献し風雨順時を祈らしむ〕(17.5)

〔五月節供〕牛をハ休ませ候、此日牛を仕ひ候へは天気片くわ<sup>\*</sup>に成と申つかい候事を堅く禁し候、若犯者有之候へは瓢をかつかせ牛の背に倒乗して郡堺迄送ると申伝候、すべて五月中牛に具をかけ川を渡し候ことを忌ミ申候〕(19.8) \* 「かたくわ」は頑固・偏

屈な状態の意。天候が早・雨いずれかに偏ることをいうと思われる。

## 肥料

「注進案」にあらわれる田畠への肥料は多彩であり、商品としての肥料も普及しつつあることがみてとれる。村の立地条件（町場や漁村との距離や周辺の土壌等）や村人たちの経済状態によって、肥料の確保には大きな差があった。苦労の大きいところでは、日常生活で出るゴミや塵芥までもが肥料となった。

ただ、「注進案」の記述からは、どの肥料がどの作物に用いられたのかの判断が困難である。本稿の趣旨からすれば稲作に用いられた肥料に限定すべきであるが、この項では「注進案」にみられる肥料を通覧することとしたい。

### 【草（肥草）・下木・下草・柴・肥草・おゝかり・只刈・山解】

山野（入会の野山）や合壁山（私有地）で刈る草についてみる。「草・下木」については、牛馬の飼料としたり、田にそのまま敷き込んだり、また厩舎に敷き込み、牛馬に踏ませて肥料とする（駄屋肥という）等の用途がある。

「下草」「下木」「柴」は灌木、木の枝等も含むいい方であろう。「山こやし」の語も使われている（1217肥ほか）。「草・下木や駄屋肥は田作の肥料の中心をなし、「田作には草下木第一之肥二仕」（208肥）等の記述も多い。

〔四月麦熟前おゝかりを刈置、田作之儀ハ下草沢山に入候時ハ夏分泥湧き、田の草も取能く稲の情（精）分強ク虫気も無数、実入宜しく、薄地と申候ても刈草沢山に入候へは干鰯油粕よりも為宜しく、〕（715）

〔秋節山野にて柴を刈置、春節是を負卸し田畠え取込候処利目宜敷、方言に是を只刈と申候〕（812肥）

したがって、草・下木の確保は農民にとって重大な関心事であった。刈り取りは近隣の村との、また村内での紛争の種でもあった（1915肥、2112肥に例がある）から、解禁日を決めていた村もあり、その解禁を「山解」ともいった。解禁後はわれがちに刈り取ったようである。

〔下木口明之儀ハこへ下木猥りニ刈取候事を兼て地下役座より差止置、五月之節二入十日前頃差赦シ候、無左候時ハ手廻シ之能百姓と貧乏之百姓と刈取ニ勝劣有之候ニ付差止置、其赦し日にて御座候〕(813)

〔肥下草無数所も有之候故、春の節過候て三日四日日程に山解と申事役座より申触させ、夫より下草刈勝にいとみ申候〕(213)

草・下木が不足する場合、草そのものを他所から買う場合と、他村内に山役石をもつて草刈場の権利を買う場合とがある。瀬戸内側の島々は草がよく生え、農地も少なかったことから、平郡島・荷内島・水無瀬島・向島などの草が船(刈草船)で運ばれ、売りさばかれていたようである。

〔山野も御座候得共薄地勝にて肥シ下草行足兼申候、苗代草は植付前にハ沖家室水無瀬嶋之草を買候者も御座候〕(133肥)

〔前略〕又ハ右(徳山)御領嶋々より刈草船にて積来ル分買得仕相用候事〕(813肥)

〔村内の山野少く牛飼草等不如意ニ付、先年より森村下草場頭島之内山役石七斗の辻石貫銀其外諸上納差出、牛飼草肥等ニ仕、且々行足申候〕(26肥)

御立山(藩の公有林)での下草刈りが許可された場合、次のように厳密な手続きがあったようである。

〔下草新等刈取之儀御蔵入笠戸深浦御立山之内にて先年より御蔵入給領入交り刈取御免被仰付、毎度御番所御届仕御免札引替被仰付、帰り節は御究を受札返上仕候行形にて、〕(813肥)

なお、刈り残った草刈り場を焼くという記述も徳地宰判に四例ある。草刈り場を確保し、良質の草を育てるためであるか。あるいは、加えて鹿猪の害を遠ざけるためであろうか。

〔山野広くヶ所多く、其上土地相上地にして生立宜、至て下草沢山なり、故に残らず刈取ることを得ず、木立にてハ猪鹿籠刈、残ハ冬春天気を見合焼ひ買肥仕者無之候事〕(110肥)

### 【駄屋肥・牛馬踏草・ふみこえ・牛馬糞藁・厩糞】

次のようにして作る肥料を駄屋肥という。田作には重要な肥料で、これを第一とする記述も多い。駄屋肥は畠にも使われたようである。駄屋肥を作るための草・下木を「駄屋敷」とよぶ例(81肥)もある。

〔肥之儀は稲麦之糞、尚又晩秋之比山野之下草を刈取置、年中牛馬二踏せ是を諸作物之肥二相用候、稲作えハ前断之肥しを第一二仕、夫二四月中頃より山野合壁山等の下草を刈取直様相用申候〕（7・18（1）肥）

### 【その他の肥料】

「注進案」にみえる他の多くの肥料について列举し、必要に応じて注記を加える。

#### 《魚肥》

干鰯…代表的な金肥のひとつ。稲にも麦にも用いられ、広く普及していたことがうかがえる（15・25・179等）。

生鰯…江戸時代は鰯網漁が盛んで、鰯網の「余慶」（6・24肥）として皆に配られるもの（6・17肥・6・20肥）や、鰯網の「賃引き」（1・7肥・1・9肥）によって入手された。腐らせて用いるのであろう。麦に用いる。

鯨（鯨）…ニシンは鯨粕の状態での入手かと思われる。鯨を煮て固く絞ったあと粉碎・乾燥させたもので、干鰯・鰯粕と並ぶ良質の肥料であった（7・10肥、15・19肥ほか）。

生海鼠糞汁…上関宰判の馬島（6・20肥）に一例ある。ナマコを煮干した、いわゆる「いりこ」（「きんこ」ともいう）は江戸時代、俵物として対中国貿易の重要な産品であった。周辺の海域はナマコの優良な漁場で、現在に至るまで「いりこ」の製造が続いている。その製造過程に出る煮汁のことであろう。

魚洗汁・魚汁・魚わた…魚をさばくことを「しごをする」というが、その時に出る洗い汁や魚の臓物や骨・アラ等も肥料として利用された（6・22肥・20・4肥・21・15肥）。北浦方面では、このような魚の残滓を農家の産物との交換に用いた。

〔魚商売の者は兼て魚汁諸村へ肥しとして遣し置、右代変にして此筋米にて取集来春の飯料炭薪の料に引当申候〕（19・6）

鯨骨・鮪骨…鯨や大型魚の骨も肥料となったようである（11・13肥・18・3肥）。

塩辛…魚肥であることは確かだが、魚の臓物を塩に漬けたものかは不詳（21・6肥・21・17肥）。



《海じやし(海藻・貝類ほか)》

海藻・藻葉・藻屑・磯草・刈藻…海藻の入手は、流れ寄ったものを拾う場合と船から刈る場合がある。ただし刈り取りは自由にまかせて行うことは出来ず、海辺漁民との契約ないし協力が必要であった。海藻は麦や菜種の肥料である(207肥)。

[鯉濁(中略)等は灘辺に打寄せたる藻なと捨(捨)ひ取、又は正月中旬比より二月中比迄は船を雇ひ刈藻なと仕麦肥しに仕候事(21-16肥)]

[海辺にて海藻杯宜肥ニ御座候得共、是以引請之海浜少シも無之故刈取候事も出来仕不申、(169肥)]

貝類…蜷(にな)などの貝類も拾われ、畠の肥料として用いることがあった(910肥ほか)。

鉢蟹…カブトガニのこと。かつては干潟に多数生息しており、肥料として用いられた例がある。

[下草至て不如意ニ付、海辺打寄候藻鉢蟹杯御座候得共行足不申、赤間ヶ関より干鯛其外買肥にて作方仕候(163肥)]

《下肥》

糞・下糞・市中の糞水…町場や漁村など農地に対して人口の多い地域では人糞尿が余るため、近在の農家に供給した(1214・1320ほか)。下肥は船で運んだり(207)、担いで売り歩くものもあった(15-19)。また、農家とは契約(約束)があったようである。市中への肥とりは農家の重要な仕事のひとつで、正月二日の仕事始めに肥取りをおこなった例もある。

[一月、四日に八福入雑すいを焚き神々え備へ、昼より取肥先之約束ニ歩行候(93)]

[一月、二日早朝より仕業始とて瀬戸崎へ馬を牽又担荷にて肥取に行候(198)]

培養…同じく肥だめで発酵させた人糞尿をいうか(53肥ほか)。

水肥…人の糞尿に風呂水等をまぜて腐敗させた汚水をいう(111肥・196肥ほか)。

濃糞…不詳だが、佐藤信淵筆記の「十字号糞培例」によれば、人糞と水を同量混ぜ合わせ、雨水が入らぬように二か月程度おいて青く変色して水のような状態になったものをいうようである。

〔宗方 神元 国近辺多くは船木市中濃糞買得仕候〕（1714肥）

下肥を忌む田…徳地宰判八坂村には、下肥を入れることを忌む田があった。俊乗坊重源の築いた石風呂の跡という（11-15「風呂の久保」）。

### 《灰》

塩灰・塩屋灰…製塩にもなつて、塩水を煎熬するときに出た灰。土質の改良材として用いられており、金気のある土地（金入地）に入れられた。

〔塩浜多く塩屋灰ハ沢山にて田畠へ遣ひ残りハ他所へ売払仕候〕（1413肥）

〔東分上組（中略）辺かな気強きゆへ下草の外に塩灰を用ゆ〕（1717肥）

切灰（きり灰）…山代宰判（3114肥ほか）や徳地宰判（1118肥ほか）の諸村で使われている。石灰の類であろうか。

雑木灰・炉端の灰…雑木を焼いた灰（405肥）や炉端の灰（135肥）も溜めおいて肥料とした。灰は、水肥などと混ぜて施肥されることも多かったようである。

### 《塵芥の類》

塵芥…生活で出る塵芥すらも溜めおいて泥を混ぜて肥料とすることがあった。

〔沼田へは下草の代りに冬中塵芥を溜置、泥を交、其土を入候て肥しと成し作り立候へは随分肥シと相成候事〕（2112肥）

土砂（どさ・土草）…舟木宰判や吉田宰判では、下関や小倉から「土砂」を肥料として購入することがあった。「土砂（どさ）」とは人口密集部におけるゴミ・塵芥の類をいうようである。

〔下ノ関辺にて人糞ハ勿論土草（ドサ）（帚溜ニ在る所の芥類の穢汚の物也）杯を年中買肥ニ仕来候事〕（166肥）

〔時々下ノ関にて人糞干鰯糠土砂（此品ははきたための塵芥其外いろいろの物品を集しをいふ）其外時に随ひ土地に相応の品を買ひ申候（167肥）〕

### 《糠》

糠もよく使われている。主として麦の肥料だったようである（11-16肥）。

### 《屋根葺き替えの煤藁》

藁屋根の葺き替えで出る煤藁も肥料として用いた。売買もされていたようである。

〔小郡且浦宮市より塩屋灰干鰯糠種粕焼耐殻屋根替の煤藁買肥しを専ら相用候事（121肥）〕

### 《種粕（種かす）・油粕・油玉・綿実》

種粕・油粕・油玉・菜種など植物の種から油をしぼったあとの粕（124肥ほか）。「油玉」（171肥ほか）はそれが売買されるときの形状をいうのであろう。

綿実…一例だけみえる（93肥）が、「綿実粕」（ワタの種子から油をとった粕）のことであろう。

### 《醤油滓・焼耐滓（焼耐殻）》

醤油や焼耐を絞った後の粕も肥料として売買された（21-19肥ほか）。

### 《キヤウ肥（京肥）》

不詳。「厩肥」と音が似ているが、駄屋肥との区別は明確でない。次の例から、駄屋肥とは別物であったことは確かである。後考をまちたい。

〔麦作其外之儀は駄屋肥し第一二仕候、都合下木の弁利宜、京肥しハ不如意之所柄にて御座候（206肥）〕

〔田作えは草下木第一之肥二仕候、麦作其外畠作えは草下木駄家肥きやう肥等を用（209肥）〕

## 虫送り・虫祈祷

田植えが終わり、稲が生育するにしたがって、新たな祈りが生じる。稲を害する虫の発生は、農薬のなかった時代には死活問題ともなる重大なことがらであった。

しかし、送り出す虫について、「注進案」には敵意や嫌悪感を持った書き方はされていない。虫そのものが恨みなので死んだ者の霊と認識されており(89)、僧や神職等の祈祷のもとに、丁寧を送り出すことで「去ってもらおう」という心意が働いているのである。その意味では、虫送りは御霊信仰そのものであった。

さらに進んで、通常の農作業によって死んだ虫についても供養していることが注目される。

〔泥落相済次第為五穀成就之組別施餓鬼百万遍之執行仕候 施餓鬼之儀ハ為耕作命を亡候虫蠅杯之生類解脱之ためと申候〕(813)

〔正明市も此月(五月)ハ同様にて御座候、サバラ参りと申新麦を持旦那寺へ参詣仕候、是は麦秋より植附中は取分田畠にて諸虫を殺し候こと多く候へは、此罪を消候ためと村老共申伝候〕(108)

人間の生業のために去ってもらわざるを得ない虫たちについて、人々は排除というよりは恐れとともに、贖罪の意をこめて向き合っているのである。

### 【虫送り・実盛おくり・早蠅(さばえ)。五月蠅・白蠅) おくり・ホウセウおくり】

毎年、または虫が発生する気配がある場合に行われた、虫を村外に送り出す儀礼をいう。呼び方はさまざまであるが、藁等で武者や馬の形代や船を作り、田頭を担ぎまわった後に、隣村や川・海に送り出す等が一般的なやり方であった。

なお、「紀要」第四一号においても虫送りについてふれ、藁人形に実際に虫を封じ込めて送り出す例、および送り出すにあたって、村々を送り継ぐ例についてあげた。本稿ではより詳細に検討してみたい。

斎藤（斉藤）実盛、実盛	1-1・2・4・5・12、2-16・18・22・23・24・25・28・30、 3-5・11・16、4-9、6-20、7-9
北条実盛、北条との	3-5・11、14-12
早蠅（サバア・さばい）様	4-9、7-9
（形代を二体作る）	3-5・16、4-9、7-9、11-18、14-12、19-8、20-1

また、虫送りは特定の寺社や山伏に依頼するのではなく、村役人等が出動して、特定の場所（寺社や庄屋宅など）に村内の僧・神主・山伏を集め、村民総出で行われることが多い。神仏習合の祈りというよりは、村をあげての行事という印象が深い。

《蝗・北条むし・胴虫》

送り出す虫がどのような虫かということについて、その種類を明記したものは少ないが、「蝗」(255他)・「北条むし・ホウセウおくり」(35)等の記述がある（「北条むし」は後述）。

「蝗」には注意が必要で、辞書的には「イナゴ」であるが、実際には「ウンカ」（トビイロウンカ）を意味する。トビイロウンカが集団発生し、群生相をなしたものを「飛蝗」といい、急激に広がって大きな被害をもたらす。享保の飢饉はこれを原因とする。

なお、これとは別に、「胴虫」という虫についての記述が先大津宰判阿川村(288)の「産業」の項にある。稲の葉の裏に卵を産み、稲の芯に食い込んで害をなし人々が大いに苦しんだとある。「ニカメイガ」のことであろう。葉の裏に産みつけた卵を取ると大いに減じて災いを免れたという。

《早蠅・五月蠅・白蠅・サバア・サバイ・サバラ・佐波江》

これらはいずれも、「サ」の蠅、すなわち「田植えのころの蠅」を意味するのであろう。送り出される虫の総称として使われている。

《斎藤（斉藤）実盛・実盛（さねもり）・北条実盛・北条との・サバア様》

送り出される形代は藁や麦藁で作られ、具体的な名が与えられていることが多い。上表に整理する。

なお、筆者（金谷）はこの虫送りに登場する名前について、「北条」は「放生（念）ないし「豊穰」に通じ、また「実盛」はそのまま豊作への祈りをこめた名前とみている。一般的に言われている実盛の伝承（実盛が討たれる際、乗っていた馬が稲の切り株につまずいたところを討ち取られたために、実盛の怨霊が稲を食い荒らす害虫になったとの伝え）はともかく、これらの名前には、先に述べたように、虫を殺すのではなく、その怨霊を丁寧（サバア）に送り出すことによって豊作に転じようとした当時の人々の祈りが凝縮されているとみたいのである。早蠅（サバア）様とは、まさにそのまま虫を神霊化したいいい方であろう。

そしてさらにいえば、斎藤実盛のサイトウは、修験道において護摩をたくことで息災を祈る「柴燈（採燈）護摩（さいとうごま）」を連想させる。「注進案」でみるかぎり防長の虫送り行事が夜に行われたことが確実にわかる記述はないが、全国的にみて、虫送り行事は、夜にたいまつ行列を行い、その火に集まる虫を村外に送り出すのが基本の形であったようであり、山伏が関与した例も多い。

ちなみに斎藤実盛は実在の人物である。はじめ源為義・義朝に、のち平宗盛に仕えたが、寿永二年（一一八三）平維盛が北陸に源義仲を攻めたときこれに従い、かつて助けた木曾義仲の臣に加賀国篠原で討たれた。『平家物語』巻七（「実盛最期」）や世阿弥の謡曲『実盛』、人形浄瑠璃・歌舞伎の『源平布引滝』（「実盛物語」）で広く人口に膾炙した人物である。その実盛の名が、人々の祈りを背景として、虫送りの一方の主役として選ばれたのではなからうかと思ふ。このように、人々の祈りの中にあられる固有名詞が、その祈りを凝縮した名前になっているとみられることは、他にも例がある（金谷「海と山の中世と近世」『山口県の歴史』山川出版社、1998）。

### 《虫送りの囃し言葉》

虫送りの囃し言葉が記述された例をあげる。

〔詞に八北条との八陣たち、実盛との八御供立、夫二付て昆虫もシラテもヤエモ御供せよ、跡八富貴にそめいた、チウチウチャアと

大音に呼ハリ村中相済下畑むらへ送る」(35)

〔已前は子供等多く付送り、斉藤実盛篠原軍\*北条殿ハ何とやら呼ハリ囃し喧しかりしか当時は其事無之〕(311) \*「篠原軍」については既述。実盛が討たれた戦いである。

〔途中大音二 サハア。サマア。ゼンタチ。サネモリ。ドノア。ヲトモシ。ヤア、早蠅様陣立実盛殿御供 と呼ハリ、花岡御才判 境国木峠送り捨申候〕(49. 79、11-18) 類例)

形代が一体の場合、その形代は「虫の霊と化した実盛」そのものであるが、形代を二体作る場合は、これらの囃し言葉に見るように、陣立ちが「北条との(ないし「サバア様」)、「実盛」はその供とされる。あくまでも主体は「虫(の神霊)」なのであって、人間はその従者にすぎないのである。

もつとも、「北条殿」と「実盛殿」の立場が逆転している例も一例ある(6:20)。

### 《にぎやかに送る》

虫送りはずいぶん賑やかなものだったようで、虫たちは大音声とともに送られた。たとえば囃し言葉の例にあげた阿賀村(35)のほか、「太鼓螺鐘鼓ドラ等を叩キ」(11)、「道中铁砲などはなち」(311)、「鉦太鼓にて村中を廻鉄砲を打村境へ送る」(11-18)といったぐあいである。大音声によって虫の霊を除き、寄り付かなくするための呪法であろう。

### 《虫害の記憶と領主》

ここで詳述することはできないが、周知のごとく「享保の虫枯れ」(一七三二―一七三三)は西日本全域に甚大な飢饉をもたらし、多くの人命が失われた。その恐怖の記憶は多くの石碑・供養塔や口碑等に残るが、また虫送り等の行事にも大きな影響を与えたことは想像に難くない。虫送り行事そのものが享保の虫枯れを機に始められた(自発的に、また行政的に)村もあろう。享保の虫枯れかどうかはわからないが、虫枯れを機に神舞の奉納が始まった例をあげる。

〔田作昆虫除五穀成就祈祷執行之儀ハ於年柄二地下中より願出、氏神田頭神幸等執行仕候、尤先年田方稲大虫枯之節立願仕、六ヶ年二志度宛神舞執行仕候事〕（86）

なお、遠くさかのぼって応永年中（一三九四～一四二七）に諸国に蝗害があり、大内盛見の懇祈によつて難をのがれたという記事が小郡宰判陶村にある。

〔同（後小松院）御宇応永年中諸国蝗災甚しく嘉穀を害せり、大内左京大夫盛見朝臣当社にをいて六月十五日より廿一日にいたるまで一七日の懇祈ありしに、蝗虫速に去りて穀つもの豊熟を得たり〕（175）〔岩佐山祇園社〕

もうひとつ、大内氏に虫害を除く力を託している例が、山口街の龍福寺にみえる。永正（一五〇四～一五二〇）頃、大内義興の力で蝗虫を除き、以後龍福寺に「蝗虫駆除の秘法」が伝わるという。

〔後柏原院永正の頃天下蝗災ありて万民愁苦に堪さりしを、従三位多々良義興卿深くこれを憂へ当寺三世（曹洞改派以後三世なり）以成和尚に命し給ひ御分国を巡行し国々の霊場に向ひて祈祷の事ありしかハ蝗速に去りて五穀豊熟せり、爾来当寺に蝗虫駆除の秘法を伝ふ〕（1331）〔禪宗瑞雲山龍福寺〕

これらの大内氏の例は、中世の領主が、領民の安寧の保障者として期待されたものの一端をうかがうものとして興味深い（大内氏が雨乞いを請待した記述については後述）。近世においても、このような領主の役割は、たとえば虫送り等の行事に対する行政的な援助といった形で後世に受け継がれている。

### 《その他》

そのほか、虫送りに関連する断片的な記述を「注進案」から拾っておく。

・ 虫送りの藁馬に、疱瘡よけの呪力を期待したもの（49）

・ 若宮勧請の由来として蝗・白穂の災除けをあげるもの（165）「八幡宮」。後述）

・ 東大寺二月堂の虫除けの「御祓」を伝えるもの

〔南都二月堂御祓 先年諸国大虫枯之節郡中音廻在被仰附、当寺廻り留にて夫已来当寺に相伝り、今以田作虫枯之節ハ地下中田頭住



僧供奉仕来り候事」(172)「真宗方便山万福寺」

・龍尾八幡宮の虫除けの「御沓」と「御沓廻し」

〔御沓 (中略) 村中稲蝗災ひをなす時八村民社人に乞廻田すれば退散す、今に至り稲虫起る時八是を行ふ、名付て御沓廻しと唱ふ〕

(174)「龍尾八幡宮」

### 【虫祈祷・蝗虫祓・田頭御幸・虫施餓鬼・虫祭・大般若転読】

これらは虫除けのために行われる祈祷の類である。氏神等の神霊を奉じて、虫気を除くために田頭を巡幸することはあつても(田頭御幸)、必ずしも「虫送りの行事」そのものを意味しているわけではないし、虫を村外に送り出す儀礼が伴っているわけではない。多くは田植への後に虫の気配をみて行われる。

〔年二寄田方虫氣有之節ハ為御祈祷、嶽権現社又ハ河内大明神田頭御幸執行、惣御百姓中不残御供ニて田頭巡り仕候事〕(81)

〔六月十七日五穀成就虫除祈祷として浄雲寺ニおいて大般若転読相成銘々参詣仕候、尤寺自力ニて執行相成、銘々え札守り差出申候〕(87)

### 【カラヘユケ】

虫送りの行事に関連して、最後に海に形代を送り出すに際して、「カラヘユケ」と唱える例が報告されている(『豊北町史』、豊北町、1994)。このこととの関連は不詳だが、「注進案」に二例、「カラヘユケ」についての記述がある(198および1916)。これらはいずれも地神祭に際して、厄災を封じ込めて海に流す藁の輪のことをいっており、虫送り行事とは別に行われている(198)が、「災いを彼方へ送る」という心意において通じていよう。「紀要」第四〇号参照)

〔植附相済候後地神祭り正月に同し、尤カラヘユケと申藁の輪へ幣数本を建、童部とも囃し立候て海川へ流し申候〕(198)

### 【青田祈祷・夏祈祷】

稲の順調な生育を記念して行われる祈禱。虫気があれば虫祈禱と同時に行われ、田頭御幸が伴う場合も多い。「青田」とは文字どおり、稲が青々と成長して田が一面緑で覆われ、実りを待つ状態をいうのであろう。

### 雨乞・風鎮

天候の順調もまた、人々の大きな願いであった。とりわけ人々が恐れたのは旱魃と大風（台風）であった。言葉としては「止雨・雨除」（晴れを乞う）もみえるが、具体的な記述はない。ここでは、雨乞いと風鎮についてみる。

#### 【雨乞・雫（あまじこ）】

雨乞いは日照りの程度に応じて、また地域によつてさまざまナバリエーションがあるが、共通しているのは水神への祈りである。まず「風俗」の項から、特徴のある雨乞いの記述を摘出する。

長穂村龍文寺の「水神ケ壺」…このつばの水を田に入れると遠からず雨が降る。

〔年二因水乏敷程之早も候得は、龍文寺境内二有之候水神ケ壺え至り、其壺二湛へし水を銘々取帰り田え翻し候得は不遠雨潤ひ、自然雨無之候ても早損之大憂無之申伝故、当地計り之習はしのみならず他所よりも乞求申候〕（81）  
もつとも、これで雨が降らず、いよいよ大旱魃ともなると、次の手がうたれた。

〔弥雨堅く諸作物之害ニおよび候程之事ニ候得は大雨乞として念仏踊執行其式左ニ記之〕（82）

この「念仏踊」が県指定無形民俗文化財の「長穂念仏踊」であり、この記事に続いてその詳細が記録されている。

矢原村の雨乞い…「雨乞岩」の前で雨乞いの祈禱をし、終わると神主・庄屋をはじめ参加者を全員川へ投げ込んだ。

〔当村旱魃の年にあたり雨を乞ふとて、（中略）姫山の禁水上川の辺りの雨乞岩といふにいたりて、岩の前へ樽の儘にて神酒七八斗位を備う、神官祓筆て各々折あり次に神酒を給ふ（中略）、おのおの酔めくれると禁の川平井村井手の面さしにも深き溢水へ、神官村長を最初として、その日其所へ至りたる人は、一人もあまさを衣服の儘投入るゝ事也、岸にのほらんとすれハ水を掬い懸て俱に

争ふを式とす」(12:15)

大海村の「おみうけ」…赤崎社の神輿が大元明神ほか七社を巡り、「おみうけ」という雨乞いを行う。

〔往古より雪に七社嶋巡りと申事仕来り候、(中略)又おみうけと申す雨乞を仕候、赤崎社の神輿を昇出し社坊社家役人氏子中群集し、(中略)村中を昇廻り、大河内と申所より船にて還御、(中略)此御幸の雪ハ靈験いちしるく近郷よりも大旱のせつ大海のおみうけ\*を待兼候事御座候〕(17:17) \*「おみうけ」とは「御御幸」の訛であろう。

市ノ小野村の念仏踊…同村には雨乞いの念仏踊りを伝える「家筋」があった。

〔市小野村ニ往昔より念仏踊之家筋有之、四ヶ小野檢小野山中共ニ横瀬八幡宮氏子之者夏分早魃之節雨乞には相頼候て踊来候、(中略)此踊当村雨乞山絶頂にて一信ニ執行すれば大概は雨降り申候〕(15:30)

そのほか、「風俗」の項には、大田村の雨乞踊(17:1)、雪山に「水旗」を揚げ、新発意の仕切りで踊った)、日置上村の楽踊り(18:1)、雨乞いのため鶏合せの形をまねた「楽踊り」をおこなった)、青海村の「千把焚」(19:5)、黒岩山頂で多くの人がいまつを焚いて千把焚の雨乞いをおこなった)、等の記述がみられる。

以下は、「風俗」の項以外でみられる雨乞いについて、なるべく重複を避けながら概観する。

- ・小周防村の溪月院の「三器」(26:2)、永正年間(一五〇四―一五二〇)の早魃の節、大内氏からの請により山口で雨乞いをおこなったところ十分な降雨を得、礼謝として唐筆三幅対の猫の絵の寄付を受けた)
- ・二島村の「叔父叔母瀬」(28:1)、雨乞いとしてこの瀬に向かって踊り(かたこ踊り)を踊れば、龍神感応して黒い亀が浮き出た(ちまちに雨降る。赤い亀が浮き出れば数日間雨が降らない)
- ・西須恵村の八大龍王院の奥院堂(29:1)、宝暦七年(一七五七)から天保年間まで「郡中雨乞」を執行した記録)
- ・伊佐村「蛇ノ穴」(16:10)、八尋に余る蛇を作り、社人祈禱の後穴中に投じると雨が降る)
- ・大嶺村「筒井」の蟹を用いた雨占(16:15)、供物をこの井戸に投じる。白い蟹が出てただちにこれを食べは雨あり、食わないと雨降らずとして重ねて祈る)
- ・岩永村「矢の淵(蛇の淵)」(17:5)、最終的には、大石を焼いてこの淵に沈めると遠からず雨が降る)

・秋吉村の「滝穴（今の秋芳洞）」における自住寺の僧寿円による雨乞いと入水、遺灰像の記述（1756、寿円は正平九年（1334）、滝穴にこもって雨を祈り、その効験の奉謝のため滝穴の淵に身を投じて入滅した）  
・俵山村の「雨蛇」（1911）、七重の滝に「雨蛇」という小さな生き物がいて、雨乞いの祈誓をすると淵の底から岩を登る。雨蛇の数が多いと遠からず雨が降る）

などのほか、雨乞いが行われた舞台として、

小川添谷村の「龍田社」（316）、阿知須浦の「龍岩」（148）、吉田村の白花山蓮台寺に関する「道平記」の雨乞いの記述（161）、山野井村地名伝承と「古井」における雨乞い（163）、伊佐村観音堂の「井」における雨乞い（1610）、山中村の雨乞山（1611）、大嶺村の「巖島大明神」（1615）、真名村の「しあけの淵」（174）、嘉万村の「洞穴」と「呼岩」（177）、青景村の「涌の池」（178）、赤村の「大岩穴（現在の景清堂）」（179）、絵堂村の「龍の子塚」（1710）、日置上村の「龍宮窟」（181）、阿川村平畑村のうち「城山」（189）、阿川村の「鵜のくり」のうちの「龍宮瀬」（188）、三隅村の「正学院」（193）、俵山村の「客神社」（1912）、片俣村の「金淵山龍神社」（雨乞いの記録と念仏踊りの詳細な記述あり。213）、宇生賀村の七不思議のうち、「猫池満干」（雨乞いのときに小蛇をこしらえてこの池に沈めて祈る。2112）、須佐村の「龍宮所」（2116）等の記述がある。

また、寺社奉行所から雨乞いの祈祷を求められた文書が堀村の出雲神社にある（1118）。

### 【風鎮・杵崎火・杵崎祭】

雨乞いがさまざまな場所で、深刻さに応じていろいろなやり方で行われるのに対して、風鎮の行事はバリエーションに乏しい。周防部においては熊毛宰判室積村の「杵崎社」が風の神として有名で、上関宰判、熊毛宰判の風鎮の記述のあるほとんどの村で、杵崎様へ火を奉るとして松明を持って山に登っている（「紀要」第四一号参照）。

〔六月末方七月上旬之比風鎮之祈念として在所々々之高山三松明火を持登り、太鼓を打安全を祝し諷ふて踊を旧例とす、是杵崎大明神風鎮之守護神とて、此火を献する故に此火を杵崎火と申候〕（171811）

杵崎社への風鎮祈願は「注進案」の編集された時期以降も周防部に大きく広がっていったようであるが、三田尻宰判より西では薄くなり、風鎮踊りを行うものや籤・通夜を伴うもの、百八灯や提灯の火を灯して行われるところが多くなる。長門部においては、杵崎社の名は美祢宰判岩永村の「帳外寺社」のなかに一社がみえるにすぎない(175)。長門部の風鎮祭りのうち、特徴のあるものをあげる。

〔六月十六日 風鎮御祈祷として八幡宮社坊金蓮寺地下役人言人同道にて竜ヶ口へ向嶋役船にて罷越、法花経五ノ巻を写し納経相成候節大亀浮き出\*、右之経血脈共に加へ沈ミ候、不順之年ニハ亀浮出不申候由申伝へ候〕(96) \*「浮かび出る大亀」については、室積村の杵崎社にも同様の伝承がある。

〔七月 十五日ニは庄屋座え畔頭中相集り、敷地権現社え風鎮立願トして神楽舞百八灯子供花角力杯其外思ひ寄鬨上仕、尤式百十日十五日より前二有之節は前広く集会仕候 猶又風鎮立願トして式百十日前二松明数帯山ノ岡え銘々挑灯ともし候儀も有之候〕(97)

風鎮の祈りがささげられた時期は、大風が吹きやすいとされる「二百十日」を基準として、「二百十日前」「六月末」七月初「青田出来立比」といったところが多い。

## 稲の病害と除草

稲の生育を阻害する要因には虫害・天候不順のほか病害・雑草などが考えられるが、ここでは「注進案」にみられる稲の病害とみられる症状、および田の雑草取りについてみる。

### 【病害】

人々は害虫の発生と同様、稲の病害にも神霊の作用を感じていたようで、たとえば熊毛宰判三輪村の三輪大明神の勧請に次のような経緯が記されている。枯穂を塚に埋めたというのは、病害をもたらした霊への鎮魂の意であろう。

〔古城山山頭鎮座、此神は過ル元文中の比年々村方田作枯穂の愁有之候ゆへ、穂ノ木別枯穂一株宛を巔(イタ、キ)に埋ミ稻穂塚と号し、讚州金毘羅大権現を内蜜勧請し、三輪大明神と唱へ村中の鎮守と崇奉り、爾来枯穂の愁へ無之〕(721)

「注進案」には、次のような稲の病害がみえる。

《いもち》

稲に発生する定型的な病気であり、「イネいもち病菌（カビの一種）」に感染することで発症する。減収と共に食味の低下を招くことから恐れられた。次の例などは正月の飾りのシダ（ウラジロ）や餅粉をとっておいていもち除けとしており、正月儀礼が稲作と深くかかわっていることを知ることができる。

〔此頃（六月末頃）稲へいもち付たる時ハ正月の朶餅粉を以除く〕（11-18）

《田作枯・穂釜枯》

これらの症状は記述からははっきりしないが、いもち病、ないしいもち病と同じく病原菌への感染による葉枯病の類ではなからうか。

〔先年宝曆三酉年より引続三ヶ年程、村内田作枯穂釜枯等多御座候て種々御祈祷等仕り、神楽太祝詞を執行可仕段村中宿願仕、夫より豊熟仕候〕（7-3）

《白穂》

次にあげる二例の文脈から、稲が実らず、「しいな（秕・秕）」の状態になることをいうのであろう。

〔晩植仕候得は白穂多御座候〕（2-2）植

〔往古此地に年々植来る所の稲、秀す\*といへとも実らずして多くハ白穂となり、或は蝗（いなむし）など等の災累年におよぶ、依之村中相語ふて勸請仕候由、干今白穂除之御祈祷執行仕るは是が為の故也〕（16-5）「八幡宮」の境内末社「若宮八幡宮」\*「秀す（ひいず）」は稲の花が咲くことをいう。

【草取（田草）】

田の除草は、盆のころまでに三回ないし四回も行われた。暑い中での重労働であった。夏の草刈りは男、田の草取

りは女というふうには、役割分担がうかがわれるところもある。日々の「昼休み」や盆踊りは、田草取り等の重労働からしばし解放されるひとときでもあった。(「紀要」第四一号参照)

〔田草八凡三扁位取候、手間多キ者八四偏も取申候〕(810)

〔男八夏山草刈第一、女は田草取のみにて候事〕(1112)

## 稲刈りと混納

稲が熟すと収穫・収納となる。その多くは年貢米となることから、喜びや感謝・安堵と同時に、口惜しさといったアンビバレントな思いも生じたであろうが、もとより「注進案」ではその性質上、その感情を推し量ることはできない。

## 【鎌留(かまどめ)】

穂が熟すと、刈り取りを前に、領主による田の検分が行われる場合もあった。その際、領主が、農民が田を刈ってしまわないように差し止めておくことを「鎌留」といった。

〔九月熟氣ニ至り候時節鎌留御請状被仰付早田御見取等相済、追々御米御蔵納仕〕(715)

## 【秋女(あきおんな)】

〔五月女(さつきめ)・秋女(あきおんな)〕参照。

## 【稲刈・刈上・初穂・初尾・作り初穂】

最初に刈った稲に儀礼が伴う記述が数例ある。「初穂」の本来の姿であろう。最後の例は、小郡宰判大海村の「小鴉(こがらす)の神事」とよばれる大歳社の神事でのひとこま。

〔秋に至り早田刈はしめの時ハ一株を刈て村中よりあつまり神前に備へ、また神楽を奏し其翌日より稲を刈はしめ申候〕(1416)

〔二宮祭ニハ早稲を刈てひらい米(焼米の事なり)神楽とス、また殿様へ上るとして少シ紙二包初御運送の俵の中へ入る〕(1118)

〔社人稲穂を首に戴き神楽舞仕候、其稲穂を役人の前へ備へ終ると氏子の面々飛上り争ひ取かへり申候、是を大穂取と唱へ候、此稲穂ハ当屋其年の初鎌の初穂にて御座候〕（1414）

「初穂（初尾）」に関しては、「収穫した作物」をもつて供えるものと、金銭で替えて供えるものがあり、前者を特に「作り初穂」とよぶ場合がある。

〔七月盆会ハ先ツ初盆の備へとて仏前え作り初穂とて菓物を備へ〕（35）

〔夏秋は荒神申と号、催相にて社人招キ祈祷執行仕、麦米等作初穂持寄にして御造酒頂戴一飯之賄仕候〕（218）

そのほか、稲作とは関係がないが、「注進案」には、漁業において最初にとれた鰯（ぼら）を「漁初穂」として供える例（712）、窯業において、窯開きの際に入れ子壺二組を「初穂」と称して持ち寄る例（923）「名所旧跡之事」などがある。

### 【混納（こんのう）と農具】

混納は収穫した作物を調製して収納するまでの一連の作業をいう語で、稲のみならず麦、大豆、楮（1183植・1188植）などの作物にも用いる。

稲の場合、「混納畢れは（中略）終夜終日之臼挽仕候」（1188(4)）などから、臼挽き（粃摺り、後述）の前段階までをいったようである。混納は土間やコンノウバとよばれる小屋で行われた。

〔五月五日は麦作混納田方植付時にて休息不仕、神仏え参詣致し農事出精仕候〕（218）

〔盆前後夏もの取上時分苜取候大豆割はさみにてこぎ落、さやばかりにして干立混納仕〕（715）

### 【やもめ】

「注進案」提出のころ、都濃宰判長穂村では臼挽き（粃摺り）の前の調製（選別）作業のための「やもめ」とよばれる篩（ふるい）が普及して作業が効率化されるとともに、「やもめ損料」が設定されていたという。選別は以前か



ら女による作業だったようだが、その作業を寡婦たちが担っていたのであろう。「やもめ」の普及により手間が省略されたが、これを「孀（やもめ）殺し」とよぶのは心得違いだと評している。

〔白挽之節やもめ専ら用ひ申候 私二曰、近年以前は千石通し言人小籠女四人位にて小米撰分ケ候処、近年やもめ籠にて男言人女言人計りて撰り分ケ相成便利宜、其上やもめ損料忝儀二付言合、手間代忝合を以無造作二相調、依てやもめと号候、実に此器二あらず候ては孀之者米仕立煩敷事不容易候、其上扇車風車孀之両器を以再撰候ら得は極上撰不可過之候 重俗二孀殺しと呼候は女手間省略故之心得違にて可有之哉〕（87）

### 〔白挽き〕

白を使つて粃を玄米にする粃摺りの作業（白挽き）は単調な作業であつた。一人ではできないことから、労働交換による共同作業で、歌を歌いながら行われることも多かつた。他の作業に差し支えないように、雨の日や夜間に行われることが多かつたようである。

〔白挽等之節ハ釣り合手間替にして雑佐入不申様、雨降り上り麦蒔差合不申やうに操り合相調申候〕（17）

〔混納畢れば若者五六人程充も歌を諷ひ終夜終日之曰挽仕候〕（184）

白に最初に入れた米を「初穂」と称して神棚や床の間に供えた例をあげる。

〔秋混納手早く相済、手廻シ能キ者ハ初度曰挽入候米を初穂と賞し、御国守様え献納之心にて神棚又は床え備え申者多く、古代之風義ニ御座候〕（88）

なお、粃摺りの作業歌が正月の「帳祝い」で歌われた例は、「紀要」第四〇号にあげた。

### 〔秋上り（あきあがり）〕

刈り上げ・混納・白挽きなどが終わり、稲の収穫作業が一段落することをいう語であり、先大津宰判の諸村に例がある。田植後の「作上り・作り上り」に対応する。

〔春分七日、作り上り、秋上り七日程あて、奉公持の者親里へ敷入と号し滞留仕り候〕（81）

### 【道具仕舞いと供え】

混納や白挽きが終わると、それぞれの農具や米俵に対して供え物をした記述がある。正月に輪飾りなどで農具を祝うことについては「紀要」第四〇号に奥山代宰判南桑村の例をあげた。そのことと対比して考えるべきことがらである。

〔稲刈仕廻二ハ鎌を棚へ直シ御饌を備へ、初て白を挽米を俵へ入積て舂へ飯を盛菜肴神酒備へ、稲こき仕廻二ハかなこきへ（稲をこぐ道具なり）御饌を備へ〕（11-18）

### 【年貢の収納・皆済（かいさこ）】

年貢の収納日は何回かに分けて指定されていたようである。年貢の完納を「皆済」といった。年貢米は各村の米蔵に収納された後、確認のための引き合わせがなされた。おおむね十一月なかばには米の収納が終わったようで、その際、「皆済祝」を行う村もあった。

〔御年貢吉式番収納迄二皆済仕未進一向不仕〕（9-3）

〔地下中上納御米銀過不足相済し、地下役人上関出勤仕庄屋元引合皆済シ、夫より地下中取引相済家々餅を搗申候〕（6-21）

〔混納次第春挽米拵らへ収納御切手払ひ、十一月中太体米方皆済、十二月廿日比より銀子方諸上納等仕〕（20-6）

〔十一月）十五日御米方御皆済相調候得は、其祝旁として春祭夏祭之通り当屋え人別米吉升五合宛持寄、〕（1-1）

### その他

### 【入作】

村をまたいで他村から耕作に来ることを「入作」といった。

〔戸口之割相より田畠多く吉敷郡之内より多分入作仕候〕（15-26）

〔此組ハ農業一途にて戸口より八田地多、下聞波辺に至りてハ秋吉村迫畑辺より之入作多し〕（17-1）

もつとも、出る村からは「出作」だが、その場合も「入作」の語が使われている。

〔村方ハ農業を排候得共田地寡ゆへ隣村入作仕〕(9-13)

### 【穂安】

次の例の「穂安」は不詳。「石盛の低い下田」といった意であろうか。一般的に湿田は排水の悪さから、裏作麦のできない一毛作田であったが、干ばつには強く、危機管理上は重要な田であった。

〔沼の内と申作徳無数田地持合せ候、右沼之内と申ハ穂安ニハ候得共、少し長雨降候へハ一円之沼ニ成四五日も水滞り、其内ニハ植付物自然と役立不申やう相成候〕(17-9)

(註)本文中で引用した部分に関わる村の番号と村名は以下のとおりである。

【大島宰判】1-1(久賀村・同浦)1-2(日前村)1-3(西方村)1-4(森村(浮島含む))1-5(平野村)1-6(内入村)1-7(和佐村)1-9(小泊村)1-11(沖家室)1-12(安下庄・安下庄浦)2-16(日見村)2-18(油宇村)2-21(横見村)2-22(志佐村)2-23(屋代村)2-24(小松村)2-25(遠崎村)2-28(土井村)2-30(伊保田村)

【奥山代宰判】3-1(宇佐村)3-5(阿賀村)3-8(下畑村)3-11(本郷村)3-14(深川村)3-16(小川添谷村)

【前山代宰判】4-6(瀬越村)4-9(金峯村)

【上関宰判】5-1(麻郷村)5-2(別符村)5-3(上田布施村)

5-6(大波野村)5-9(大野村)6-17(上ノ関)6-20(馬島)6-21(佐郷島)6-22(牛島)6-24(八島)

【熊毛宰判】7-1(上久原村・牛王内村)7-3(長野村)7-4(原村)7-5(八代村)7-7(上小周防村)7-8(小周防村)7-9(島田村)7-10(光井村)7-11(室積村)7-12(室積浦)7-15(塩田村)7-18(一)(三丘之内小松原村)7-18(二)(三丘之内安田村)7-18(三)(三丘之内清尾村)7-18(4)(三丘之内樋口村)7-18(5)(三丘之内八代村)7-21(三輪村)

【都濃宰判】8-1(末武上村)8-6(須々万奥村)8-7(長穂村)8-8(下谷村)8-9(切山村)8-10(川上村)8-11(小畑村)8-12(戸田村)8-13(湯野村)8-16(平田開作村)8-18(浅

江村)

【三田尻宰判】9-3 (東佐波令)・9-9 (伊佐江)・9-10 (新田村)・9-13 (田嶋)・9-23 (佐野村)

【徳地宰判】11-1 (串鯖河内村)・11-3 (高瀬村)・11-10 (柚木村)・11-12 (船路村)・11-13 (引谷村)・11-15 (八坂村)・11-16 (深谷村)・11-18 (堀村)

【山口宰判】12-4 (七房村)・12-14 (平井庄・吉田郷・恒富保)・12-15 (矢原村)・12-17 (吉敷村)・12-19 (朝田村)・13-20 (上宇野令)・13-31 (山口街)

【小郡宰判】14-2 (上中郷)・14-6 (遠波村)・14-8 (阿知須浦)・14-10 (名田島)・14-12 (本郷)・14-13 (青江村)・14-14 (大海村)・14-15 (陶村 (鑄銭司村含む))・14-16 (台道村)

【舟木宰判】15-2 (西吉部村)・15-4 (東萬倉村・矢矯村・芦河内村)・15-7 (舟木市村)・15-9 (東高泊村・有帆村)・15-11 (後潟御開作)・15-14 (西須恵村)・15-15 (際波村)・15-18 (小串村・宇部村・川上村)・15-19 (沖ノ旦那村・広瀬村・末信村・棚井村)・15-26 (檢小野村)・15-27 (藤河内村)・15-30 (市ノ小野村)

【吉田宰判】16-1 (吉田村)・16-2 (末益村)・16-3 (松屋村)・16-5 (津布田村)・16-6 (宇津井村)・16-7 (土生浦)・16-8 (山野井村)・16-9 (今浦御開作)・16-10 (伊佐村)・16-11 (山

中村)・16-14 (河原村)・16-15 (大嶺村)

【美祿宰判】17-1 (大田村)・17-2 (綾木村)・17-3 (長田村)・17-4 (真名村)・17-5 (岩永村)・17-6 (秋吉村)・17-7 (嘉万村)・17-8 (青景村)・17-9 (赤村)・17-10 (絵堂村)

【先大津宰判】18-1 (日置上村)・18-3 (河原村・新別名村・久富村)・18-7 (後畑村・角山村)・18-8 (阿川村)・18-9 (津黄村・野田村)

【前大津宰判】19-3 (三隅村)・19-5 (青海村・大日比浦)・19-6 (瀬戸崎浦)・19-8 (深河村)・19-11・12 (俵山村)・19-13 (地吉村)・19-14 (殿居村)・19-15 (殿敷村)・19-16 (渋木村)・19-17 (真木村)

【当島宰判】20-1 (河島庄)・20-3 (椿西分)・20-4 (福井下村)・20-6 (紫福村)・20-7 (大井黒川村)・20-8 (山田村)・20-9 (三見村)・20-11 (明木村)・20-12 (佐々並村)

【奥阿武宰判】21-3 (片俣村)・21-6 (田万村)・21-11 (嘉年村)・21-12 (宇生賀村)・21-13 (福田村)・21-15 (江崎村)・21-16 (須佐村)・21-17 (宇田村)・21-19 (徳佐村)